

〈研究ノート〉

日本国憲法制定期における沖縄の位置

——帝国議会の審議から——

小 林 武

目 次

はしがき 沖縄憲法史にどのように接近するか

I 敗戦から日本国憲法公布までの過程と沖縄

1 大日本国憲法の日本国憲法への改正

2 その時期の沖縄——全島の焦土化と米軍による直接統治

(1) 沖縄戦と軍事的占領体制の形成

(2) 米軍統治下の沖縄側の機構

II 戦後における帝国議会の審議の中の沖縄

1 第88回帝国議会——東久邇宮首相施政方針演説の沖縄への言及

2 第89回帝国議会——憲法議会構成のための衆院選挙からの沖縄排除

3 第90回以降の帝国議会

(1) 第90回帝国議会——沖縄からの代表不在のままの憲法改正審議

(2) 第91回・92回——日本国憲法施行時までの帝国議会における沖縄

むすびにかえて 沖縄にとっての27年間の憲法の空白

はしがき 沖縄憲法史にどのように接近するか

本稿は、沖縄の憲法の歴史を理解しようとする、その試みの最初のひとつである。

現在の沖縄における憲法現象は、日本のたんなるひとつの地域のそれとして把握するにはあまりに強い特殊性を有しているようである。それについて

は、アメリカ合衆国の軍事基地が70年にも及ぼうとする間、広大な面積を占め、強い軍事的密度をもって存在しつづけ、かつ日本全土の中で沖縄に異様な程度に偏在していることが決定的な要因となっているのは間違いのないところである。しかし、こうした説明だけで能事おわれりとするのでできない論点が数々存在する。より深く、国制のありようそのものの特性に分け入って考察することが求められる問題であるのかも知れない。沖縄は、人権保障、統治のしくみとともに、本土と一様ではない姿を呈しており、とくにたとえば、地方自治にかんする日本国憲法第8章は、沖縄にそのまま妥当しうるものであるか訝しく思われることさえある⁽¹⁾。

沖縄の現状を正しく知るには、深く理解しておくことが欠かせない2つの要因があるといわれる。それは、1945年の半年にも亘る、住民に塗炭の苦しみを強いた沖縄戦と、その後1972年の本土復帰まで、4半世紀を超えて沖縄を事実上の植民地状態に置いた米軍の直接的軍事占領である。たしかに、この時期が、沖縄の現在、したがって沖縄における憲法現象の今をも規定している。そして、まさにその間に、憲法制定——大日本帝国憲法から日本国憲法への改正——が、沖縄などに帝国議会の議席を与えることなく進行了のである。さしあたり沖縄に絞って述べるが、帝国議会は、沖縄からの代表の不在のまま改憲の審議をし、あまつさえ、そのことの不当さに気付く者は——現在私の知る限りでは——稀な例外を除いて、なかった。つまり、新憲法は、沖縄を、少なくとも十分には、視野に入れないまま制定されたのであり、まさにそのことが、日本国憲法が豊かな普遍性もちながら沖縄にとっては何がしか《fremd》な感を抱かせるものとなっている——と私が思う——そもその背景的な原因なのではあるまいか。沖縄の状況は憲法制定過程にいかほど反映されたのであろうか。そのような問題意識を持って、私は、沖縄憲法史研究を、この点を明らかにしようとするところから始めたいと思う。

同時に、沖縄側は、この制憲過程をどのように受けとめたのか、沖縄側から働きかける余地はあったのか、また米国の直接的軍事占領下で沖縄の人々の憲法論議はどのようになされたのかを分析したい。ただし、これは次の課題となるろう。

私の沖縄憲法史研究は近代憲法についてのものであることを前提としているから、研究対象とする時期の始点は、近代（西欧）憲法思想の沖縄への渡来・紹介期となる。そこまで遡り、今日に至る間を通史として書こうとしている。そこには、明治維新直後の琉球処分のもつ憲法的意味、そして何より大日本帝国憲法制定における沖縄の位置付け、その帝国憲法の沖縄における運用の実際、その崩壊を示す沖縄戦と米軍占領、この憲法を奪われた四半世紀余を経て実現した日本国憲法の適用、さらに、今日に至る憲法現実などが重要なポイントとして含まれる。

もとより、この3つの世紀に跨る経緯をひとりで描こうとすることは、暴虎馮河の謗りを免れまい。ただ、沖縄における憲法現象の現在をとらえて将来を展望するためには、過去を正確に知ることが必要であることはいうまでもないが、それにもかかわらずそれを通史として描く仕事は、私の管見する限りではこれまでのところ必ずしも十分にはなされていないようである。「歴史」を定義するなら、「現在と過去の対話」^(2-a)であり、つまり、「歴史とは歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話」^(2-b)であるとするところは一般に承認されているところであろう。私は、ここにいう歴史家ではなく、歴史研究の専門的力量をもつ者ではないが、精々歴史の森に分け入って、過去に目を閉ざすことなく未来を切り拓こうとする考えをもって、現在を冷徹にとらえるようにしたいと思う。

以上のような、研究にとり組もうとした気持を、2012年の秋、つまり沖縄に移って1年半が経った時点で、私は次のような、「『沖縄憲法史』の峰を仰ぐ」と題したメモ⁽³⁾に残したので、ここに掲げておきたい。

私は、沖縄2年目の憲法学徒です。「沖縄で憲法を考えたい」との、日暮れて道遠しのような古希の志を持って移住しました。何をなすべきか、とくに、何を研究の柱に据えるべきか。それが、移住後1年あたりでようやく胸に胚胎しました。

それは、『沖縄憲法史』を通史で書こう、というものです。この仕事は、ざっと見渡して、これまでにはなされていないように思われますが、憲法学

上必須で、また、沖縄の将来を展望するためにも不可欠であると考えます。もっとも、それは、私にとっては、高い峰を仰ぎ見るような、大きすぎる課題です。この小文では、その内包・外延の概略だけを述べ、研究者各位からお教を請う次第です。

まず、沖縄「憲法」史の描写が、近代憲法を対象としたものであることは、大前提です。古代からの、本土で言えば「十七条憲法」を含む近世までの法制の研究を沖縄についておこなうことの意義は、もとより否定されるべきものではありませんが、それにとりくむ余裕が私にないだけでなく、それを近代憲法の前史として扱うことは必須事ではないと考える、という理由によります。つまり、あくまで人権保障や権力分立の近代的理念に支えられた国家の基本法、近代憲法に対象を限定します。

とはいえ、そのようにしたとしても対象はきわめて広範で、わが国に限っても、ほぼ19世紀半ばから21世紀初期の現在に及ぶこととなります。その間には2つの憲法がつくられており、それらと沖縄の関係はどうであったのか。そして、日本本土とは別個に、沖縄における独自の憲法構想や運動が存在していたはずで、それにも立ち入って研究しなければならないと考えます。これだけでも、浅学の私には背負いきれない課題であるかもしれません。

「沖縄」憲法史の、空間的・地域的対象も、広範かつ複雑です。日本（ヤマト）との関係という大問題を筆頭に、中国との国家間関係、また中国以外の近隣諸国・地域との関係、とくに文化的交流も、沖縄憲法史に深い影響を及ぼしていることでありましょう。そして、沖縄内部では、本島のみならず先島自身の憲法史、先島と本島との関係が視野に入ってきます。奄美も、考察の対象にしなければならないと考えます。

こうして、課題は多く、問題は深いのですが、一憲法学徒としてできることはあまりにわずかです。それを念頭に置いて、いくつかの重点を定めています。ひとつは、憲法史というとき、憲法規範がつくり出している憲法制度（いわゆる「国制」〔Verfassung〕）自体を捉えることを主題としたいと思います。もうひとつは、19世紀半ばから21世紀の今日までの過程の中で、ポイントとなる時期を取り出すことです。

すなわち、まず、近代西欧の憲法思想の、沖縄における受容の時期。やはり幕末期でしょうか。それとつながって、民衆の憲法構想が出された（沖縄でも出されたと思われる）自由民権運動期がとりあげられます。そして、とくに、大日本帝国憲法制定期が重要です。この制定に、沖縄の声はどの程度反映されたのか、衆議院への代表選出の実態いかに、また貴族院の場合はどうであったのか。

沖縄戦の時期、沖縄の憲法状況には、決定的な否定的変化が生じます。1945年4月から憲法の適用が遮断され、その回復は27年も経たず1972年5月の祖国復帰によってでありました。その間1947年に帝国憲法から日本国憲法への憲法改正がなされたわけですが、その改正作業は、沖縄に将来は適用されるとの見通しをもってなされたのかどうか。1952年の講和条約第3条は沖縄と日本国憲法の関係を、法理上、どのように捉えたものであったのか、などの論点を含め、この27年間の憲法空白期こそ、沖縄憲法史研究の最大の山場となると思われます。

そして、祖国復帰、すなわち憲法を取り戻して後の今までの40年も、時期区分をし、焦点を定めて考察することになる。その際、視点は常に民衆の側に置きたいと考えています。

——以上の、前途遼遠の歩みをこれから始めます。『沖縄憲法史』と掲げたのですが、「沖縄」憲法史でよいのか、それとも「琉球」憲法史にすべきかも、等閑に付してよい問題ではありますまい。私にとっては山また山ですが、険阻な道を攀じ登って山頂の太陽を見たいものだと思います。諸学姉・学兄のお教えを、重ねて請う次第です。

こうした出発点に立って沖縄における沖縄憲法史にとりかかるのであるが、その場合、私は、統治機構に重点をおきたいと思う。人権史にかんしてはすでに関心が高く、文献の出版も少なくない⁽⁴⁾。それにひきかえ、統治機構の研究は、もとより優れた業績が出されているが、個別の時期や問題についてのものにとどまっているように見える。そこで、統治機構という対象をより大きくとらえて、先にもふれた「国制 (Verfassung)」について、沖縄における通史を

概略なりとも描いてみたいと思う。もしそれができれば、斯学の欠をわずかでも補い、ひいては、沖縄の将来を思う人々への資料提供ともなりうると思える次第である。

そこで、まず本稿では、そのとりかかりとして、時期を日本国憲法制定期に定め、本土における制憲過程で沖縄がいかん認識されていたか的一端を明らかにすることを試みたいと思う。史料の収集と分析について、両者ともにお補うべきものが少なからずあり、「研究ノート」として公にする次第である。

I 敗戦から日本国憲法公布までの過程と沖縄

1 大日本帝国憲法の日本国憲法への改正

大日本国憲法の改正は、1945年8月14日に受諾したポツダム宣言を、政治的のみならず規範上も規定されつつ、GHQによる間接占領体制の下、戦後改革の不可欠の一環として、その翌々月から動き出す。その後1年余の翌年11月3日の新憲法公布に至る経過に含まれた問題点については後に論じることになるが、まずは、その経過の要点を確認しておきたい。

すなわち、1945年7月26日、連合国はポツダム宣言（英・米・中。8月8日ソ連参加）を発して、わが国に無条件降伏と国民の意思にもとづく政府の樹立を要求した。日本側は「国体護持」の承認を求めて戦争を引き延ばしたが、広島・長崎への原爆投下（8月6日・9日）、ソ連の対日参戦（8月8日）を経て、ようやくこれを受諾し（8月14日）、8月15日に降伏を国民に告げる天皇の「玉音放送」がおこなわれた。ポツダム宣言の受諾は、帝国憲法の天皇主権を内容とする根本規範が排除されたことを意味し、帝国憲法はここにおいて実質的に崩壊したことになる。事実上アメリカ軍のみから成る連合軍は、間接占領の方式で日本の民主化と非軍事化を目指す「戦後改革」を推進し、帝国憲法の根本的改正は不可欠の課題となった。

わが国の当局者は憲法改正にきわめて消極的であったが、同年10月、連合軍総司令部（GHQ）の指示によって、一方では、近衛文麿公爵が内大臣府において改憲作業に着手し、他方で、内閣も松本烝治国務大臣を委員長とする憲

法問題調査委員会を設置する。このうち前者は、最高司令官マッカーサーが自身は関知せずと声明したことなどによって、11月には終息してしまい、後者が改憲作業の中心ルートとなった。しかし、この松本委員会は作業状況を公にしないまま推移し、翌1946年2月1日に毎日新聞のスクープでその改憲案が明るみに出るところとなった。それによれば、帝国憲法3条の天皇の「神聖」不可侵を「至尊」に、11条などの「陸海軍」を「軍」にするなどの字句を修正するだけで、同憲法に何ら根本的改革を加えるものではなかった（GHQには2月8日に提出）。当時、各政党や個人・団体からも民間草案が出されていて、その中には主権在民・天皇制廃止を内容とするものもあり（共産党案・高野岩三郎案）、保守政党たる自由党や進歩党の案でさえ、松本案よりは進歩的であると評された。なお、学者らによる憲法研究会案は、後のマッカーサー草案に大きな影響を与えている。

GHQは、日本政府には民主的憲法制定の意思も能力もないと判断して、2月4日、いわゆるマッカーサー3原則（天皇制存続、戦争の放棄、封建制の廃止とイギリス型予算制度の採用）にもとづく起草を、GHQ民生局に命じた。この起草作業は急ピッチで進められ、同月13日、新しい憲法の基礎とすべき草案（「マッカーサー草案」）が日本政府に示された。当時の政府は、なおも天皇統治の原則を変えないことを至上命題としていたから、国民主権原理に立つこの案には相当な抵抗を示したが、結局、それにもとづく政府案を「憲法改正草案要綱」として3月6日に公表した。そして、4月17日には、要綱を条文の形に直して「憲法改正草案」とした。これが枢密院の諮詢の後、「帝国憲法改正案」として6月20日に帝国議会衆議院に勅書をもって付議され、衆議院および貴族院の審議をとおしていくつかの修正・補充が加えられた上で、「日本国憲法」として11月3日に公布された。これが、翌1947年5月3日より施行されたのである。

2 その時期の沖縄——全島の焦土化と米軍による直接統治

(1) 沖縄戦と軍事的直接占領体制の形成

この敗戦から日本国憲法の誕生に至る時期、沖縄はどのような状態に置かれ

ていたのか。もとより、われわれのここでの主な関心は沖縄の国制にある。

1945年3月26日、米軍が慶良間諸島に上陸して沖縄戦が開始され、4月1日の本島上陸で、住民を巻き込む本格的な地上戦となった。日本帝国の政権・軍は、本土決戦の時を1日でも遅らせて「国体護持」を図るために、沖縄を「捨て石」にすべく、米軍の上陸を海岸線で阻止せずに内陸に導き入れるという持久作戦を採ったのである。この、もともと勝ち目のない無慈悲で激烈悲惨な「地獄のありったけを集めた」といわれる戦争により、住民は、10万名以上の命が奪われた。4人のうち1人が死を強いられたのである。沖縄戦は、6月23日に日本軍の司令官と参謀長が自決したことで組織的抵抗が終結したとされるが、その後も、米軍による日本軍敗残兵掃討作戦は続けられ、あまつさえその3日後の26日には米軍が久米島に上陸し、その翌日、同島の日本軍守備隊が住民を虐殺する事件まで起きている。要するに、司令官等の自決は、住民のその後の人命保護と安全確保をはかることのない責任放棄だったのである。日本軍による米軍への無条件降伏文書の調印がなされたのは、9月7日であった。

米軍は、上陸直後に（4月5日といわれているが確定しない⁽⁵⁾）米軍海軍元帥チェスター・ウィリアム・ニミッツの名で、『米海軍軍政府布告第1号』（いわゆる「ニミッツ布告」）を出し、日本帝国政府の沖縄に対する統治権を停止した。その第2項で「日本帝国政府の総ての行政権を停止」すること、第5項で「総ての日本裁判所の司法権を停止」することが告げられており、これによって帝国憲法の沖縄への適用は遮断されたのである。ただ、この布告は、その目的について次のように述べていた：

「日本帝国の侵略主義並びに米国に対する攻撃のため、米国は日本に対し戦争をする必要を生ぜり。且つ、これら諸島の軍事的占領及び軍政の施行は、わが軍略の遂行上、並びに日本の侵略の破壊及び日本帝国を統括する軍閥の破壊上、必要なる事実なり。

治安維持及び米国軍政並びに居住民の安寧福祉維持上、占領下の南西諸島中、本島及びその近海に軍政府の設立を必要とす。」

とすれば、上記の沖縄戦終了の時点（遅くとも9月7日）において、沖縄は、再び日本本土と同一の状態に置かれ、軍事的直接占領を解除されて、連合国の

間接統治の状態に入るべきが当然であった⁽⁶⁾。

日本本土の場合、1945年9月2日の降伏文書の調印により、法的にもわが国は国家主権を喪失し、統治権力は連合国軍総司令部（GHQ）に委ねられることとなった。ただし、日本の統治機構は排除されることなく、GHQの統制の下であるが、残された。いわゆる間接占領である。ところが、沖縄では、国際法上の占領の下に置かれたという事態の同一性にもかかわらず、日本帝国の沖縄における統治機構、したがってそのもつ統治権力は完全に排除される状態が継続した。すなわち、直接占領であり、沖縄には憲法の適用は回復されなかったのである。

こうした、沖縄を本土から切り離して米軍が直接統治する方式を、事実上のもから法律上のものにしたのが、1946年1月29日にGHQの発した『若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書』（「SCAP覚書」とも）である。すなわち、降伏文書調印という国際的合意にもとづいて認められた連合国軍最高司令官の、日本政府の統治権を制限する権限にもとづいて、米軍が沖縄を本土から分離して直接統治している事実を法的根拠を与えたものである⁽⁷⁾。これにより、北緯30度以南の南西諸島の日本からの分離を法的に確定し、あまつさえ、奄美諸島にまで直接統治を拡大するものであった。

(2) 米軍統治下の沖縄側の機構——沖縄諮詢会から沖縄議会へ

このような軍政の枠組みの下で、米軍は、対沖縄直接統治のための機構を次々と編み出していく。もとよりそれらは、沖縄の側に統治の権力を返還しようというものではない。すなわち、米軍は、日本のポツダム宣言受諾によって無条件降伏が決定したのを受けて、1945年8月15日、県民を収容所に入れている各収容地区から住民代表を招集して、「仮沖縄人諮詢会」をつくり、その人々のうちから15人の代表を選ぶよう指示した。選出の条件は、①農漁、商工等の専門的知識技術をもち、②地区的・社会階級的の偏りがなく、③日本の軍部や帝国主義者と密接な関係をもたないこと、であった。同月20日に、その選挙がおこなわれて「沖縄諮詢会」が成立し、同月29日の第1回会議で委員長に志喜屋孝信（敬称略。以下も同じ）を選出している。戦後沖縄最初の中央

政治機構とも評され、翌1946年4月に沖縄民政府に受け継がれるまで、住民の声を米軍に反映する積極的な役割を果たしもしたが、基本的に米国海軍軍政府の諮問機関以上のものではなかった⁸⁾。

この時期については、詳細は次稿以下の検討課題とするが、民政府の誕生に至る経過を少し整理しておくなら、1946年4月22日に、米軍政府は、軍指令『沖縄民政府創設に関する件』を公布して、「沖縄中央政府」を創設した（のち、同年12月1日付で「民政府」と改称されることになる）。これに合わせて、「知事」の役職を設けたようであり、同月24日、米軍政府は、沖縄諮詢会委員長の志喜屋孝信を初代知事に任命している。そして、同年26日に「沖縄議会」が、沖縄中央政府知事の諮問機関として発足した。沖縄諮詢会は、これをもって解散した。沖縄議会は、5月1日に第1回会議を開いている。なお、宮古・八重山諸島については、1945年12月に、「南部琉球米国（海軍）軍政府」が設置されて軍政が敷かれ、それぞれに支庁が設けられている。そして、46年1月1日に「八重山支庁議会」が、また2月11日に「宮古郡会」が発足している。

こうした動きと併行して、女性選挙権を保障した選挙が、本土に先駆けて沖縄で実施されている。1946年9月20日に本島および周辺島嶼16市・地区で市会議員選挙が、また同月26日に市長選挙が施行された。議員や市長の権限はとるに足りないものであったが、住民両性が直接選挙の権利を得たことは、自治意識・主権者意識を涵養し、のちの政治運動・社会運動の発展につながるものとなったとされる⁹⁾。

以上、日本国憲法公布の時点までの沖縄の、とくに統治制度史を点描したが、米軍が繰り出した様々なしくみは、見落としてはならない進歩的要素を含んではいるものの、本質的に、すべて米軍の直接統治を扶けるものであって、沖縄の民主化を主眼としたものでないことはいうまでもない。この時期、沖縄は、文字どおり焦土と化しており、住民は其中で米軍によって一定の地区内で指定された収容所に強制隔離されたまま、全島の基地化が進行した。それが、日本国憲法誕生期の沖縄の状況であった。——このような沖縄が、本土の議会ではどのようにとり上げられていたのか、検討を先に進めよう。

II 戦後における帝国議会の審議の中の沖縄

1 第88回帝国議会——東久邇宮首相施政方針演説の沖縄への言及

大日本帝国憲法（明治憲法）体制の崩壊の直接のきっかけとなったのは、1945年8月14日のポツダム宣言受諾である。この崩壊は、連合国軍総司令部GHQによる占領下で全面的に進行した。ポツダム宣言が明治憲法の改正を要求するものであることが日本側の公権力担当者によく自覚されるようになったのは、マッカーサー連合国軍最高司令官が同年10月4日東久邇宮内閣の副総理格の国务大臣近衛文麿に対し、ついで同月11日この内閣を後継して、首相就任のあいさつに赴いた幣原喜重郎首相に対し、改憲の必要を示唆したときからであると言ってよい。この時点以降、日本国憲法への転換の歩みが具体的に刻まれていく。日本国憲法の施行による明治憲法の形式的・規範的廃止まで、つまり、帝国議会の会期で言えば、第88回帝国議会から第92回までである。本稿の関心は、その過程で沖縄が、憲法とかがわってどのように扱われたかにある。

その間、内閣は、ポツダム宣言受諾の天皇による放送の翌々日1945年8月17日に、鈴木貫太郎内閣が総辞職し（成立は同年4月7日）、その後を受けた東久邇宮稔彦親王（8月17日から10月9日まで）・幣原喜重郎（10月9日から1946年5月22日まで）・吉田茂（第1次。1946年5月22日から47年5月24日まで）各内閣の3代（鈴木内閣を加えるなら4代）を数える。〔なお、この時期の帝国議会衆・貴両院の審議記録は、国立国会図書館所蔵のデータ・ベースで検索した。「沖縄」の字句を含む発言は72件、加えて「琉球」を含むものは5件であった。本稿の引用は、主としてそれに拠っている。〕

さて、第88回帝国議会における東久邇宮首相の政治方針に焦点を合わせよう。同首相は、就任時の記者会見（1945年8月17日）で、“国民の道義の廃れたのも敗戦の原因のひとつであり、軍・官・民の国民全体が徹底的に反省し懺悔しなければならず、全国民総懺悔がわが国再建の第一歩であり、わが国内団結の第一歩である。”との、いわゆる「一億総懺悔」を国民に説いた。そして、9

月5日（ポツダム宣言受諾から3週間目、降伏文書調印から3日目である）の貴・衆各院本会議における施政方針演説【資料1】では、激烈きわまる「国体護持」の所信を披瀝している。

すなわち、言う。「敗戦の因って来る所は固より一にして止まりませぬ、前線も銃後も、軍も官も民も総て、国民悉く静かに反省するところがなくてはなりません、我々は今こそ総懺悔し、神の御前に一切の邪心を洗い浄め、過去を以て将来の戒めとなし、心を新たにして、戦ひの日にも増したる挙国一家、相援け相携へて各各其の本分に最善をつくし、来るべき苦難の途を踏み越えて、帝国将来の進運を開くべきであります」（衆院本会議1945年9月5日）と（なお、旧漢字は新字体に直して引用した。以下同じ）。なお、同首相は、同日、貴族院本会議でも同様の施政方針演説をおこなっているが、そこでは、上記引用の「……止まりませぬ」と「前線も銃後も」の間に、「後世史家の慎重なる研究批判に俟つべきであり、今日我々が徒らに過去に遡って、誰を責め、誰を咎むることもないのであります、」の一文が入っている。衆院で省かれた理由は不詳であるが、見過せない欠落であると思われる。

この演説に言う「一億総懺悔」の「一億」に、天皇は含まれていない。もっぱら臣民のお詫びを受けとめる主体であって、見事に天皇の戦争責任を否定する論理立てになっている。そして、それを支えるイデオロギーは、「国体護持」である。国民は、大御心に則って「挙国一家」の秩序の下で難局に対処すべきこと、また、「神州不滅」を信じ、「宸襟を安んじ奉る」ことに努めようと呼びかけている。ここには、国制の原理のありようが、天皇主権から国民主権へ、戦争をする国から平和国家へと転換しようとしている歴史への認識が、微塵も見出せない。

このような基調をもった首相演説の中で、沖縄は、3度登場する。すなわち、「本年五月頃の状況に於きまして、汽船輸送力は、……殊に沖縄戦の終末以来、联合国軍航空機の威力の増大に伴ひ大陸との交通すらも至難の状態となり、……」と言い、また、「本年五、六月の交に於きましては、近代戦を続行すべき物的戦力の基盤は極度に弱められ、……殊に沖縄戦の終末以来形勢はまったく重大化するに至った」とし、そしてあまつさえ、「この間我が特別攻撃隊は

悲愴極りない尽忠の精神を発揮して嚇々たる偉勲を樹て、硫黄島、『フィリピン』、沖縄島等における陸海の将兵亦一丸となつて奮戦力闘、克く進攻の聯合国軍に甚大なる出血を強要する等、……来るべき本土決戦に完璧の防御態勢を以て、一挙に上陸聯合国軍を撃滅すべく軒昂たる意気を示した」と述べた個所である。

これらが、すべて、戦略的・戦術的ないし戦史的叙述であることに驚かされる。沖縄戦で悲惨の極致を強いられ、「将兵」以上の犠牲者を出した住民の姿は、この首相の脳裏を過ぎることはなかったのであろう。演説の他の部分にも、沖縄県民への謝罪はおろか、其の苦しい現状への思い遣りの言葉は見出せない。

第88回帝国議会の審議で、沖縄への言及のあるのはこれだけである。東久邇内閣は、近衛国務大臣がマッカーサー元帥と会見して憲法改正の示唆を受けた10月4日のその午後に発せられた「自由の指令」（「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」。「人権指令」とも）を実行する意思をもたなかったため、翌5日に総辞職してしまった。幣原内閣に代わり、憲法改正の舞台も、政府（憲法問題調査委員会）に絞られることになる。そのようにして、次の第89回帝国議会は、憲法改正審議に備える衆議院議員選挙法改正という重要なテーマに取り組むことになる。

2 第89回帝国議会——憲法議会構成のための衆院選挙からの沖縄排除

帝国議会において憲法改正の審議をするに先立って、衆議院議員総選挙が実施されることになる（実施は1946年4月10日）。それは、憲法改正、すなわち帝国憲法の廃棄と新憲法の制定が、ポツダム宣言の受諾による連合国への降伏とその結果履行の義務を負うこととなった「日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙」の「除去」、 「言論、宗教及び思想の自由並に基本的人権の尊重」の「確立」、 「最終的の日本国の政府の形態」の「日本国国民の自由に表明する意思」による「決定」などの諸条件に由来するものである⁽¹⁰⁾。

この選挙に備えて、1945年12月、第89回帝国議会で衆議院議員選挙法の改

正がおこなわれた。それにより、女性の選挙権・被選挙権が保障されることになり、わが国政治史上初めて真の普通選挙権の実現を見た。しかし、他方で、それは、沖縄県民の選挙権を、台湾・朝鮮など旧植民地の出身者の選挙権とともに停止するという重大な欠陥を孕むものであった。すなわち、改正法案は、「沖縄県、……並びに海上交通杜絶其他特別の事情のある地域にして勅令を以て指定するものに於ては勅令を以て定る迄は選挙は之を行はず」としたのである【資料2】。

沖縄は、帝国議会衆議院には1912年に初めて代表を選出している。衆議院議員選挙法は大日本帝国憲法と同じく、1889年2月11日に公布され、翌1890年に最初の総選挙が実施されている。沖縄県について20年余も延引されたのは、政府の旧慣温存策を直接の原因とする土地整理事業の遅れから近代的土地所有関係や税法が未確立であったことによるとされる。すなわち、県民の国税納付額が不明で、選挙権・被選挙権の要件たる個人別直接国税の額がつかめず、また近代的府県制や市町村制が成熟していなかったため、選挙法の運用に支障があるとみなされたことなどが指摘されている⁽¹¹⁾。沖縄の定員は、当初2名で、選挙区から宮古・八重山の2郡が除外されていたが、1919年の総選挙からは定員が5名に増えて、有権者比では他府県並みとなり、宮古・八重山も選挙区に加えられた。

他方、貴族院は、大日本帝国憲法にもとづいて1889年に開設されているが、貴族院令（1889.2.11）によれば、皇族・貴族の他、国家に勲労があり、または学識がある者、多額納税者から成る。沖縄からは、1890年以降、華族選任の旧琉球王朝の王族や、男爵の伊江朝助、また1918年以降は多額納税者議員が選ばれている。いずれにせよ、帝国議会両院ともに、沖縄からの議員の席はあったのであり、第89回議会でも、それは維持されていた。

そこへ、沖縄県民の選挙権行使を停止する衆議院議員選挙法改正が提案されたわけであるが、これに対して疑問をしたのは、沖縄選出の漢那憲和代議士唯一人である。その要点は、次のところにある。

——此の度の戦争で戦死者・餓死者合わせて10余万に達し、郷土の大半は全くの焼野原と化した沖縄は、その払った犠牲の質において全国第一である

う、とした上で、それにもかかわらず帝国議会における県民の代表を失うことは、福利擁護の上からも、帝国臣民としての誇りにおいても言語に絶する痛恨事で、沖縄県に対する主権の放棄をも意味する、と訴える。その上で、この問題で政府はGHQと折衝したのか否かを問いつつ、問題解決の方法として、沖縄などについては、現今の非常特別の場合に慣例や形式を超越して、選挙を再開する勅令の出るまで従前の議員を以て議員に充てることにするという暫定措置をとる可能性如何、と迫ったのである【資料3】。

この漢那質問には、堀切善次郎内務大臣が答弁に立った。GHQとは折衝したが同意が得られなかったと述べ⁽¹²⁾、また、一部の議員の任期を延ばすことは、衆議院議員の任期満了による総選挙の場合は不可能ではないが、今回のような解散の場合は憲法上できないと答えて⁽¹³⁾、提案を拒否している【資料4】。また、芦田均厚相も答弁しているが、沖縄県民の疎開者の引揚等について、同様にマッカーサー司令部の同意を取り付けるに至っていない、と述べている【資料5】。

上記堀切内相の答弁は、GHQの同意が得られ交通の杜絶が解決したなら直ちに勅令でもって選挙を執行したい、としていた。しかし、その執行には、実に4半世紀を俟たなければならなかった。祖国復帰を控えた1970年11月の衆参同日選挙で、沖縄県民は、戦後では初めて有権者たりえたのである（この選挙を、沖縄では「国政参加国会議員選挙」と呼称している）。

こうして日本国憲法は、この第89回帝国議会で改正された衆議院議員選挙法にもとづく選挙によって構成された第90回帝国議会において、沖縄の県民代表を欠いたままで審議され、成立した。国民主権を原理とする憲法の制定が主権者国民の一部の参加を拒否してなされたことは、今日においても改めて重大視しておくべき事柄であると考え。あまつさえ、その重大事が当時も今日に至るまでも、学問的作業の中でさえほとんど等閑に付されてきたことが問題を一層深刻なものにしている、と思われるのである⁽¹⁴⁾。

なお、第89回帝国議会では、この衆院選挙法改正問題以外の審議の中でも、沖縄あるいは琉球への言及が散見されはする。沖縄県民の引揚げ援護の課題、塩不足、とりわけ沖縄の国民学校教員の給与の低廉さ、農地調整法をめぐるも

のなどである。そうした中で、貴族院における1945年12月13日の審議で、沖繩から出ている男爵伊江朝助議員は、次のような発言を遺している。——「〔沖繩本島は、〕人口は約四十萬居るのであります、其の中に疎開者が約五萬人、後三十五萬人で、其の中の二十萬人の女と年寄は北の方に居る、後十五萬が南の方に出まして戦線に参加して居る次第であります、恐らくは、此の十五萬人は戦死して居るたらうと思ふのであります、併しはっきりした事情は分かりませぬ、是等の者は男女共皇軍と共に奮戦して皆討死したものだと思ひますが、」云々と。沖繩の人々の命は、帝国議會貴族院の審議の中でこのように弄ばれていたのである。

ひきつづく、第90回帝国議会の制憲審議、およびそれ以降の帝国議會における沖繩のとりあげられ方を見ることにしたい。

3 第90回以降の帝国議會

(1) 第90回帝国議會——沖繩からの代表不在のままの憲法審議

こうして、沖繩から衆議院に選出される議員を持たないまま、憲法改正を審議する——「憲法議會」と呼ばれることもある——第90回帝国議会の開会となった(1946年6月20日～10月12日)。審議において、「沖繩」(または「琉球」)の字句を含む発言は30件見出されるが、重要なのは、憲法制定にかかわって沖繩を論じた発言は1件もないことである。制定されるべき新憲法の中に沖繩の声を、とりわけ沖繩戦でもっとも苛酷な苦難を強いられた沖繩の人々の要求を反映させるためにも議會に代表を送るべきだという角度からのとりあげ方は、誰一人としておこなっていないのである。それをおさえた上で、2,3の発言を見ておこう。

沖繩(名護)出身の、しかし東京3区から当選を果していた徳田球一議員は、1946年9月27日衆議院本会議における、わが国議會史では初めての共産党政治家の演説【資料6】として注目を浴びる中、憲法問題にかんして要旨、次のような発言をした。

——“憲法より食糧を”というのが共産党のスローガンである。政府は、この憲法によって、大資本家・大地主・高級官僚の権力を固定化し、民主主義革

命の発展を阻止しようとしている。この憲法は、保守反動勢力によって支持されたものである。一般人民の十分な討議を経ずしてこれを議会に提出することは許しがたい。政府は、この草案がどのように具体的に広範な人民の討議に付せられたか、その事実を示せ。民主主義は、人民の主権を徹底させるところにある。然るに金森大臣は、主権は天皇を含む国民にあると言った。この説明は詭弁も甚だしい。なお、この憲法において、戦争を放棄しようとしているが、今後における民族の独立および安全の保障をどうするか、と。

これに対して、金森徳次郎国務大臣は、草案作成の過程で、3月に要綱、4月に草案が発表されており、その前後に政党・団体等から種々の意見が述べられ、新聞・ラジオでも活発に討論がされており、議会審議の段階においても、あくまで自由な意思によって決定されることが期待されるから、この憲法が国民の自由な意思の表示にもとづくものでないとの推測はできない、と答弁している⁽¹⁵⁾。

沖縄の人々の苦難にかんしては、徳田議員は、「私は沖縄県の生まれでありますから、沖縄人に対しては特に注意の目を向けて居るのでありますが、是等の人々は此の戦争中南洋に於て実に苦しい任務に追いやられたのである、徴用をせられて南洋の各要塞地帯、それ等に配置せられたのでありますが、是等の人は戦争の後、日本に帰還せられて後、現在に於きましては実に悲惨なる状態である、而も沖縄人という理由の下に、一定の職業に属することを拒絶せられて居る事実、是は実に重大なる問題であると信ずるのである、」等々の実態を糾弾している。しかしながら、この演説に、沖縄県民が衆議院に代表されていないという重大問題の指摘が欠落していることは、重々遺憾とせざるをえない。

これ以外に、第90回帝国議会での沖縄にふれたものとしては、大久保傳蔵議員が、「本土決戦の前衛として最大な犠牲を払ったのは沖縄県人であると思ひますが、此の沖縄県人に対して政府は特殊事情を認めて居るかどうか、その特殊事情を認めるとするならば、如何なる所の救済方法を是から講じなければならぬか、若し是が特殊事情を認めないとするならば、どう云う訳で認めないのか、此の点を是非承りたいのは、沖縄県人の方々、沖縄のことに関する限

り四百五十名の代議士が居つて一人だつて此のことに關して觸れて居る人がない、』と発言している。重要な指摘であり、とくに最後の部分は同感を禁じえない（1946年8月13日衆議院予算委員会）。また、学校制度にかんして、沖繩の学童は約八千人が憐れな状態にあるという報告（8月12日衆議院予算委員会、西山委員）、在外同胞の引揚げで、米軍の占領地域たる沖繩については復員に完了の目途が付いたとの発言（9月27日衆議院本会議、小柳富太郎議員）などが散見される。

その他、予算審議でも沖繩に言及されているが、1946年度予算追加案については、沖繩地方再建資材が1億円となっていることが報告されている（10月9日貴族院予算委員会、林博太郎）。なお、この帝国議会ではインフレ対策の急務が叫ばれているが、その際沖繩戦を引き合いに出して、「沖繩戦に敗れ出して、本土決戦と云うた所でもういけませぬ」、だからインフレ対策は「今に手を打たねばならぬ」、などと論じる演説もある（10月2日衆議院予算委員会、井上（良）委員）。

国民からは、沖繩県人の救済を求める請願が出されている。請願者は、東京都在住の有権者であるが、先にとり上げた大久保傳蔵、徳田球一らの議員が紹介者となっている。その請願の趣旨は、「沖繩決戦中九州地方へ強制疎開せしめられたる約五萬の老幼婦女子を始め外地より引揚来りたる復員軍人一般引揚民等二十数万の家郷なき沖繩県人の生活状態は困窮の極に達し其の救援は緊急を要し且つ法令に拠る救済に非ざれば其の実効を期しえざる実情なり依て政府は速に是に關し特別なる取り計ひをせられたし」というにある（10月11日衆議院本会議、「沖繩県人救援に関する請願」）。

なお、生活保護法案とかかわって、北緯30度以南の琉球諸島は本年1月2日付を以て日本政府の政治権力下から除外することをGHQが決定したが、現在内務省は福岡に沖繩県庁の事務所を置いている。この関係は如何、と問う質疑がなされている（7月27日衆議院生活保護法案委員会、川越博議員）。本稿では深く立ち入る余裕がないが、こうした占領期の統治構造は、解明が待たれている領域であると思う。

こうして、第90回帝国議会の審議は進行し、憲法改正案は、衆議院でいく

つかの重要な修正⁽¹⁶⁾が加えられ、かつ4項目の附帯決議⁽¹⁷⁾が付されて、貴族院に送られた。そこでも若干の字句修正が施されて、10月6日に通過した。その修正部分について、衆議院が翌7日に改めて可決し、それが21日の枢密院による諮詢を経て、11月3日、天皇による裁可を受けて公布されたのである。この経過について、本稿の観点から注目するのは、上記の衆議院の修正・附帯決議、また貴族院の修正のいずれにおいても、沖縄県民の代表が不在であることへの配慮が見られないことである。それに気付くことさえ、関係者の間にはなかったのかも知れない。

(2) 第91回・92回——日本国憲法施行時までの帝国議会における沖縄

日本国憲法の成立以降、施行までの第91回および92回の帝国議会の審議において、「沖縄」が登場する発言は、それぞれ4件と15件を数える（「琉球」にかんするものは見られない）が、その内容のなさを遺憾とせざるをえない。

第91議会で、沖縄に次のような角度から言及した発言がある。すなわち、今日本は日清戦争当時より狭い面積に八千万人口を抱え込むことになったから、経済的・歴史的・政治的に日本から切り離すことのできない最小限度の領土として、奄美大島、沖縄、小笠原、千島を確保すべし、というものである（1946年12月16日衆議院予算委員会、上林山委員）。これに対して政府は、領土如何は連合国が決めると答えるのみである（同日同委員会、幣原国務大臣）。

そして、第92回帝国議会では、1947年度の一般会計予算で沖縄における特別住宅建設資材費として十三億円計上したことが説明され（1947年3月3日衆議院本会議、同月18日貴族院本会議；いずれも石橋湛山国務大臣）、また、沖縄の地方裁判所を廃止することやむなしとする報告がなされている（3月19日衆議院本会議、木村篤太郎国務大臣；同月30日貴族院本会議、奥田剛郎）。

他には、筆者の管見の限りでは沖縄にかんして注目に値する質疑はなされていないように思われる。

むすびにかえて 沖縄にとっての27年間の憲法の空白

憲法制定期の帝国議会における沖縄にかんする審議の概略は、ほぼ以上のごとくである。

沖縄の声を正当に選挙された代表者を通して議会に届ける途を鎖したまま制定された日本国憲法は、その後実に4半世紀の間、1972年の本土復帰まで沖縄には適用されることはなかった。こうした事態は、通例、連合国（実質は米単独）の占領とサンフランシスコ講和の体制によってもたらされたものと説明されている。たしかに、それが、この事態の規定的要因であることは疑いのないところである。しかしながら、占領およびサンフランシスコ体制も、それだけでは沖縄へのわが国憲法の適用、また議会への代表選出を妨げる決定的な要因ではないといえる。現に、日本本土は、連合国による占領下で、帝国憲法と日本国憲法の適用を切れ目なく受けていた。また、沖縄等を日本の主権から切り離れた52年の講和条約はこれまで維持されているが、沖縄県民の国政参加、そして本土復帰は、この条約の改定によることなく実現している。

ここで問題にしたいのは、この間のわが国の政治権力担当者の姿勢である。必ずしも不可能でなかった沖縄県民の憲法議会への代表選出、そして沖縄への憲法の適用を実現するための努力が見られないことである。帝国議会の審議を分析対象にしただけの本稿の作業からも、そのことが明らかとなった。そして、それは、与野党を問わず、当時の政治担当者に共通するものであった。さらに、この点は推測を交えて言うことになるが、沖縄を政治的に同列に置かなくとも許されるとの認識が、学界、また国民にも根強くあったのではないかと思われる。沖縄が、憲法の適用にかんして、帝国憲法2年・日本国憲法25年、合わせて27年もの空白を余儀なくされたことは、沖縄の歴史に深い否定的刻印を残している。この27年間は、沖縄憲法史研究において、最も重要視すべき時期のひとつである。

次稿では、それでは、日本国憲法の制定に、沖縄側からどのように働きかけることができたのか、沖縄の動きを中心に検討を試みたいと思う。

註

- (1) さしあたり、たとえば、拙稿「沖縄における地方自治の諸問題——憲法学からの管見」沖縄法政研究16号（沖縄国際大学沖縄法政研究所・2014年3月）125頁以下への参照を請う。
- (2) E. H. カー（清水幾太郎訳）『歴史とは何か』（岩波新書・1962年）a—40頁，78頁など。b—40頁。
- (3) 拙稿「『沖縄憲法史』の峰を仰ぐ」沖縄大学地域研フォーラム2012年11月号。
- (4) 嚆矢と言ってよい作品としての萩野芳夫『沖縄における人権の抑圧と発展』（成文堂・1973年）から最新の共同労作である沖縄人権協会（編著）『戦後沖縄の人権史——沖縄人権協会半世紀の歩み』（高文研・2012年）に至るまで。
- (5) 参照，「ニミッツ布告」沖縄タイムス社（編）『沖縄大百科事典』下（沖縄タイムス社・1983年）135頁〔鳥袋鉄男執筆〕。
- (6) 参照，新崎盛暉『戦後沖縄史』（日本評論社・1976年）10頁。
- (7) 参照，萩野・前掲註(4) 4頁。
- (8) 「沖縄諮詢会」『沖縄大百科事典』（前掲・註(5)）上521頁以下〔比屋根照夫執筆〕。
- (9) 参照，高良鉄美「米軍統治下の沖縄における平和憲法史」琉大法学67号別冊（2002年3月）15頁。
- (10) 参照，家永三郎『歴史の中の憲法』上（東京大学出版会・1977年）282頁。
- (11) 参照，「衆議院議員」『沖縄大百科事典』（前掲・註(5)）中366頁〔辺土名朝有執筆〕。
- (12) この経過に詳しい古関彰一教授は，「筆者は政府が〔このような〕申入れをしたとのGHQ側の記録を見ていない。……政府が沖縄県民の選挙権の停止という重大な事態をGHQの威を借りて事実上無視したと言わざるを得ない。」と喝破している（「沖縄にとっての日本国憲法」法律時報68巻12号〔1996年〕12頁）。日本の公権力担当者は，戦後政治史においても，その出発点からこうした態度をとっていたのである。
- (13) なお，この憲法解釈は，私〔小林〕には不可解である。
- (14) 例外的に，これを正面から指摘したのが前掲註(5)の古関論文である。そして，同論文に注目したものとしては，たとえば，仲地博＝水島朝穂（編）『オキナワと憲法——問い続けるもの』第1章〔仲地執筆〕がある。
- (15) 徳田質問・金森答弁とも，佐藤達夫著＝佐藤功補訂『日本国憲法成立史』第4巻（有斐閣・1994年）499頁以下の要約に拠る。
- (16) 衆議院「帝国憲法改正案委員会」の中に設けられた小委員会の施した12項目に及ぶ修正が，実質的に衆議院の意思となったが，その主なものの要点は次のとおり

である（参照、清水伸〔編著〕『逐条日本国憲法審議録』第4巻〔有斐閣・1963年〕148頁以下）。

- ・ 前文と第1条後段に、主権が国民にあることを明規したこと。
 - ・ 第9条の目的ないし理由として、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を希求し」（第1項）を前書きし、同じく第2項の冒頭に「前項の目的を達するため」を付け加えたこと。
 - ・ 第23条（現第25条）の第1項として、「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を追加したこと。
- (17) 衆議院が1946年8月24日の本会議において憲法改正案を可決した際に採択した4項から成る附帯決議の要点は、次のとおりである（参照、前掲・註(15)『逐条日本国憲法審議録』第4巻153頁以下）。
- 一、憲法付属の諸法典を、政府は速かに起草し、国民の輿論に問う準備をなすべきである。
 - 二、生活権、労働権等の経済的基本権の裏付となるべき広汎な社会政策を政府は速やかに樹立すべきである。
 - 三、参議院の構成については、努めて社会各部門各職域の智識経験ある者がその議員となるに容易なるよう考慮すべきである。
 - 四、憲法改正案は、基本的人権を尊重し、民主的国家機構を確立し、文化国家として国民の道義的水準を昂揚し、進んで地球表面より一切の戦争を駆逐せんとする高遠な理想を表明したものである。政府が、この理想を達成するために邁進せんことを希望するものである。

【資料1】

第88回帝国議会 衆議院本会議 1945年9月5日

○東久邇宮首相施政方針演説

〔「國務大臣（稔彦王殿下）」と表示されている。演説の一部を省略し、また適宜、句点・改行を施した。〕

稔彦、曩に組閣の大命を拜し、國家非常の秋に方り重責を負ふことになりました、眞に恐懼感激に堪へませぬ。

茲に第八十八回帝國議會に臨み、諸君に相見え、今次終戦に至る經緯の概要を述べまして、現下困難なる時局に處する政府の所信を披瀝しますことは、私の最も嚴肅なる責務であると考へます。畏くも 天皇陛下に於かせられましては、昨日開院式に親臨あらせられ、特に優渥なる勅語を賜はりました。洵に恐懼感激に

堪へませぬ。私は諸君と共に有難き 御聖旨を奉體し、帝國の直面する現下の難局を克服し、總力を將來の建設に傾け、以て 聖慮を安んじ奉らんと存するのであります。(拍手)

諸君、曩に畏くも大詔を拜し、帝國は米英「ソ」支四國の共同宣言を受諾し、大東亞戰爭は茲に非常の措置を以て其の局を結ぶこととなりました。征戰四年、顧みて萬感交至るを禁じ得ませぬ。併しながら既に大詔は下つたのであります、我々臣子と致しましては飽くまでも承諾必謹、大詔の御精神と御論しを體し、大御心に副ひ奉り、聊かも之に外れることなく、舉國一家、整齊たる秩序の下に新たな事態に處し、大道を誤ることなき努力に生きなければならないと思ひます。(拍手)

此の度の終戦は一に有難き御仁慈の大御心に出でたるものであります。至尊御自ら祖宗の神靈の前に謝し給ひ、萬民を困苦より救ひ、萬世の爲に太平を開かせ給うたのであります。(拍手) 臣子として、宏大無邊の大御心の有難さに、是程の感激を覺えたことはないのであります。(拍手) 我々は唯々感涙に咽びますと共に、斯くも深く宸襟を惱まし奉りましたことに對し、深く御詫びを申上ぐる次第であります。

恭しく惟ひまするに、世界の平和と東亞の安定を念ひ、萬邦共榮を冀ふは、肇國以來帝國が以て不變の國是とする所、又固より常に大御心の存する所であります。世界の國家民族が、相互ひに尊敬と理解を念として、相和し、相携へて其の文化を交流し、經濟の交通を敦くし、萬邦共榮、相互ひに相親しみ、人類の幸福を増進し、益益文化を高め、以て世界の平和と進運に貢献することこそ、歴代の天皇が深く念とせられた所であります。(拍手) 洵に畏き極みであります、天皇陛下に於かせられましては、大東亞戰爭勃發前、我が國が和戦を決すべき重大なる御前會議が開かれました時に、世界の大国たる我が國と米英とが、戦端を開くが如きこととなりましたならば、世界人類の蒙るべき破壊と混亂は測るべからざるものがあり、世界人類の不幸之に過ることなきことを痛く御軫念あらせられまして、御自ら 明治天皇の「よもの海みなはらからと思ふ世になと波風のたちさわくらむ」との御製を高らかに御詠み遊ばされ、如何にしても我が國と米英兩國との間に蟠まる誤解を一掃し、戦争の危機を克服して、世界人類の平和を維

持せられることを冀はれ、政府に對し、百方手段を盡して交渉を圓滿に纏めるやうにとの御鞭撻を賜り、參列の諸員一同、宏大無邊の大御心に、肅然として襟を正したと云ふことを漏れ承つて居ります。此の大御心は、開戦後と雖も終始變らせらるることなく、世界平和の確立に對し、常に海の如く廣く深き 聖慮を傾けさせられたのであります。此の度新たなる事態の出現に依り、不幸我が國は非常の措置を以て、大東亞戦争の局を結ぶこととなつたのであります。是れ亦全く世界の平和の上に深く大御心を留めさせ給ふ御仁慈の思召に出でたるものに外なりませぬ。

至尊の聖明を以てさへも尚ほ今日の悲局を招來し、斯くも深く宸襟を惱まし奉りましたことは、臣子として洵に申譯のないことでありまして、民草の上を是程までに御軫念あらせらるる 大御心に對し、我々國民は御仁慈の程を深く肝に銘じて自肅自省しなければならないと思ひます。

敗戦の因つて來る所は固より一にして止まりませぬ、前線も銃後も、軍も官も民も總て、國民悉く靜かに反省する所がなければなりません。我々は今こそ總懺悔し、神の御前に一切の邪心を洗ひ淨め、過去を以て將來の誡めとなし、心を新たに、戦ひの日にも増したる舉國一家、相援け相携へて各各其の本分に最善を竭し、來るべき苦難の途を踏み越えて、帝國將來の進運を開くべきであります。(拍手)

征戦四年、忠勇なる陸海の精強は、沍寒を凌ぎ、炎熱を冒し、具さに辛苦を嘗めて勇戦敢闘し、官吏は寢食を忘れて其の職務に盡瘁し、銃後國民は協心戮力、一意戦力増強の戦域に挺身し、舉國一體、皇國は其の總力を擧げて戦争目的の完遂に傾けて參りました。固より其の方法に於て過ちを犯し、適切を缺いたものも少くありません。其の努力に於て悉く適當であつたとは言ひ得ざる憾みもあります。併しながら凡ゆる困苦缺乏に耐えて參りました一億國民の此の敢闘の意力、此の盡忠の精神こそは、假令戦ひに敗れたりとは言へ永く記憶せらるべき民族の底力であります。(拍手)

然るに「ガダルカナル」島よりの後退以來、戦勢は必ずしも好轉せず、殊に「マリアナ」諸島の喪失以降、聯合國軍の進攻は頓に其の速度を加ふると共に、我が本土に對する空襲は次第に激化し、其の惨害は日を逐うて増大して來ました、

既に海上輸送力の低下に依つて相當の影響を受けて居りました軍需生産は、斯くの如き戦局の、一段の急迫と共に、本年の春頃よりは愈愈至難を加へ、一方戦争の長期化に伴ふ民力の疲弊亦漸く顯著ならんとし、終戦前の状況に於きましては、近代戦の長期維持は逐次困難を加へ、憂慮すべき状況になつたのであります。茲に其の概要を述べますれば、即ち本年五月頃の状況に於きまして、汽船輸送力は、船舶喪失量の増大と、數次に互る船腹の南方抽出等に依りまして、開戦當初の使用船腹の概ね四分の一程度を保持するに過ぎませぬでした。而も液體燃料の不足と、聯合國軍の妨害激化等に依りまして、運航能率は著しく阻碍せられ、殊に沖縄戦の終末以來、聯合國軍航空機の威力の増大に伴ひ大陸との交通すらも至難の状態となり、一方機帆船の輸送力も燃料不足と聯合國軍の妨害に因つて急激に減少し、新船の建造及び損傷船舶の補修亦意の如く進捗せず、海上輸送力の斯くの如き機能の低下は、戦力の維持に甚大なる影響を與ふるに至りました。

……中略……

斯くの如く我が國力は急速に消耗し、本年五、六月の交に於きましては、近代戦を續行すべき物的戦力の基盤は極度に弱められ、軍官民相協力して凡ゆる對策を講じ、國力の恢復に異常なる努力を捧げましたが、近き將來に於て物的國力の徹底的轉換を圖ることは、漸く至難なるものあるを想はしむるに至りました。殊に沖縄戦の終末以來形勢は全く重大化するに至つたのであります。

加ふるに長期に互る戦争の結果、國民生活、特に食糧の面に於ける苦難は益益増加すると共に、「インフレーション」は逐次一般に浸潤せんとし、戦力の現況は戦争の前途に對し深甚なる考慮を要するに至りました。

此の間我が特別攻撃隊は悲愴極りなき盡忠の精神を發揮して赫々たる偉勳を樹て、硫黄島、「フィリピン」、沖縄島等に於ける陸海の將兵亦一丸となつて奮戦力闘、克く進攻の聯合國軍に甚大なる出血を強要する等、我が陸海の精銳は大東亞全戦域に互り、一死以て皇國防護の大義に生きる傳統の勇武を發揮し、一億國民亦來るべき本土決戦に完璧の防衛態勢を以て、一舉に上陸聯合國軍を撃滅すべく軒昂たる意氣を示したのであります。併しながら長期に互る數々の決戦に於て、其の都度聯合國軍に至大なる損害を與へたりとは言へ、此の間皇軍の被りました創痕も亦決して少い數字ではないのであります。御手許に配付致しました表に依

つて御覽の如く、海軍力及び航空勢力の消耗は甚大なるものがありました。何れも戦争遂行上重大なる影響を與へ、而も前述の如く國內生産の現状に於きましては、是が補充は意の如くならず、又陸上兵力に於きましては、大東亞各地に互り作戦を續けて來たのでありますが、其の裝備は漸く十全を期し難く、終戦時に於ける皇軍の物的戦力は逐次低下するの已むなきに至りました。之に對し厯大なる資源と工業力とを有する聯合國側の軍需補給力は愈々増大し、特に歐洲に於ける「ドイツ」の屈伏後は、戦勝の餘勢を驅つて全戦力を帝國の周邊に集中し來り、物的方面に於ける彼我戦力の相對的比率は、急速に均衡を破るに至りました。國力の現状は以上の如く、陸海の戦備も亦斯くの如く低下を見るに至りましては、徹底的勝利の確信も理論上に於ては遺憾ながら其の根據を減少し、戦争の繼續は正に容易ならざる階段に到達したのであります。

一面聯合國航空機に依る我が本土の空襲は愈々甚だしく、大都市は申すまでもなく、中小の諸都市は次々に壊滅し、戦災に因り家屋の焼失せるものは二百二十萬に達し、負傷者は數十萬を以て數へ、戦災者は一千萬に垂んとするの慘状を呈しました。而も八月に入りまして聯合國軍は新たに原子爆弾を使用するに至り、其の攻撃を受けました廣島、長崎兩市の慘状は、眼も當てられぬ悲惨なものであります。其の残酷なる非人道的なる災禍の及ぶ所、延いては我が民族の滅亡を來し、世界の人類の文明も爲に破壊に陥るを憂へしむるに至りました、加ふるに「ソ」聯は突如として我が國に宣戦し、國際情勢亦最惡の事態に到達したのであります。

是より先、米英支三國は「ポツダム」に於て帝國の降伏を要求する共同宣言を發し、諸般の情勢上、帝國は一億玉碎の決意を以て死中に活を求むるか、然らざれば終戦かの岐路に立つたのであります。日本民族の將來と世界人類の平和を思はせられた大御心に依り、大乘的御聖斷が下されたのであります。即ち「ポツダム」宣言は原則として 天皇の國家統治の大權を變更するの要求を包含し居らざることを諒解の下に、涙を呑んで之を受諾するに決し、茲に大東亞戦争の終戦を見るに至つたのであります。帝國と聯合國との間の降伏文書の調印は、本月二日横濱沖の米國軍艦上に於て行はれ、同日御詔書を以て聯合國に對する一切の戦闘行爲を停止し、武器を措くべきことを命ぜられたのであります。顧みて無限

の感慨を禁じ得ませぬと同時に、戦争四年の間、共同目的の爲に凡ゆる協力を傾けられた大東亞の諸盟邦に對し、此の機會に於て深甚なる感謝の意を表するのであります。聯合國軍は既に我が本土に進駐して居ります。事態は有史以來のことであります。三千年の歴史に於て、最も重大局面と申さねばなりません。此の重大なる國家の運命を擔つて、其の嚮ふべき所を誤らしめず、國體をして彌が上にも光輝あらしむることは、現代に生を享けて居ります我々國民の一大責務であります。(拍手) 一に懸つて今後に處する我々の覺悟、我々の努力に存するのであります。

今日に於て尚ほ現實の前に眼を覆ひ、當面を糊塗して自ら慰めんとする如き、又激情に驅られて事端を滋くするが如きことは、到底國運の恢弘を期する所以ではありませぬ(拍手) 一言一行悉く 天皇に絶対歸一し奉り、苟くも過たざることこそ、臣子の本分であります、我々臣民は 大詔の御誠めを畏み、堪へ難きを堪へ、忍び難きを忍んで、今日の敗戦の事實を甘受し、斷乎たる大國民の矜持を以て、潔く自ら誓約せる「ボツダム」宣言を誠實に履行し、誓つて信義を世界に示さんとするものであります。(拍手)

今日我々は不幸敗戦の苦杯を嘗めて居りますが、我々にして誓約せる所を正しく堂々と實行するの信義と誠實を示し、正しきと信ずる所は必ず之を貫くと共に、正しからざる所は速かに之を改め、理性に悖ることなき行動に終始致しまするならば、我が國家及び國民の眞價は必ずや世界の信義と理性に慙へ、列國との友好關係を恢復し、茲に萬邦共榮の永遠の平和を世界に現はし得べきことを確信するのであります。(拍手) 今後に於ける我が外交の基本も、正しく之に存するのであります。長くも 大詔に於きましては「世界の進運に後れさらむことを期すへし」と御示しになつて居ります。私共は維新の大業成るに當り、明治天皇御自ら天地神明に誓はせられました所の五箇條の御誓文の御精神に復り、此の度の悲運に毫も屈することなく、自肅自重徒らに過去に泥まず、將來に思ひ迷ふことなく、一切の蟠りを去つて虚心坦懷、列國との友誼を回復し、高き志操を堅持しつつ、長を採り短を補ひ、平和と文化の偉大なる新日本を建設し、進んで世界の進運に寄與するの覺悟を新たにせんことを、誓ひ奉らなければならぬと存じます。(拍手)

組閣の天命を拜するに當りまして、長くも 天皇陛下に於かせられましては私

に對し、「特に憲法を尊重し、詔書を基とし、軍の統制、秩序の維持に努め時局の收拾に努力せよ」との有難き御言葉を賜はりました。私は此の有難き大御心に副ひ奉ることを唯一の念願として、之を施政の根本基調として、粉骨碎身の努力を致し、國民の先頭に立ち平和的新日本の建設の礎たらんことを期して居ります。(拍手) 國民諸君も亦畏き聖慮の存する所を再思三省され、心機一轉、澆刺清新の意氣を以て、新たなる御代の隆昌に向つて勇往邁進して戴きたいのであります。(拍手)

是が爲には特に澆刺たる言論と公正なる輿論とに依つて、同胞の間に澆刺たる建設の機運の湧上ることが、先づ以て最も重要なりと信ずるのであります。(拍手) 私は組閣の初めに當りまして建設的なる言論の洞開を促し、健全なる結社の自由を認めたまふ旨意見を表明する所があつたのであります。政府と致しましては、言論の尊重、結社の自由に付きましては、最近の機會に於きまして言論、出版、集會、結社等臨時取締法を撤廢致したき意向であり、既にそれ等の取締を緩和致しましたことは曩に發表致しました通りであります。(拍手) 苟くも國民の能動的なる意欲を冷却せしむるが如きことなきやう、今後とも十分留意して參る所存であります。特に帝國議會は、國民代表の機關として名實共に眞に民意を公正に反映せしめ得る如く、憲法の精神に則り正しき機能を發揮せられんことを衷心より希望するものであります。(拍手)

……中略……

我々の前途は遠く且つ苦難に満ちて居ります。併しながら御詔書にも御諭しを拜する如く、我々國民は固く神州不滅を信じ、如何なる事態に於きましても、飽くまでも帝國の前途に希望を失ふことなく、何處までも努力を盡さねばならぬのであります。

畏くも詔書には「朕は常に爾臣民と共に在り」と御示しになつて居ります。此の有難き大御心に感奮し、我々は愈愈決意を新たにして、將來の平和的文化的日本の建設に向つて邁進せねばならぬと信じます。(拍手) 全國民が一つ心に融和し、舉国一家、力を戮せて、不斷の精神努力に徹しますならば、私は帝國の前途は驪て洋々として開け輝くことを固く信じて疑はぬものであります。(拍手) 斯くしてこそ初めて宸襟を安んじ奉り、戦線銃後に散華殉職せられました幾十

萬の忠魂に應へ、英靈を慰め得るものと固く信じます。(拍手)

【資料2】

第89回帝国議会 衆議院本会議 1945年12月15日

衆議院議員選挙法改正案〔適宜、句点を施した。〕

第一 衆議院議員選挙法中改正法律案（政府提出，貴族院回付）

衆議院議員選挙法中改正法律案

衆議院議員選挙法中改正法律案中貴族院回付の箇所左の如し。

第二十七條第一項を左の如く改む。

選挙人は投票所に於て左の區分に從ひ投票用紙に自ら議員候補者○の氏名を記載して投函すべし。

一 選挙すべき議員の○數十人以下の選挙區に於ては二人以内

二 選挙すべき議員の數十人以上の選挙區に於ては三人以内

第五十二條 左に掲ぐる投票は之を無効とす。

一 成規の用紙を用ひざるもの

二 議員候補者に非ざる者の氏名を記載したるもの

三 議員候補者の氏名の外他事を記載したるもの但し官位，職業，身分，住居又は敬稱の類を記入したるものは此の限に在らず。

左に掲ぐる氏名の記載は之を無効とす。

一 選挙すべき議員の數を超え記載したる末尾の氏名

二 被選挙權なき議員候補者の氏名

三 自書せざる議員候補者の氏名

四 議員候補者の何人を記載したるかを確認し難き氏名

五 衆議院議員の職に在る者の氏名

前項第五號の規定は第七十五條又は第七十九條の規定に依る選挙の場合に限り之を適用す。

第五十二條の二 投票に同一議員候補者の氏名の二以上の記載あるときは之を一の記載と看做す。

附 則

本法は次の總選舉より之を施行す。

陸海軍軍人にして現役中のもの及召集中のものの選舉權及被選舉權に付ては仍従前の規定に依る。

本法に依り初て議員を選舉する場合に於て衆議院議員選舉法第十八條の規定に依り難きときは勅命を以て別に總選舉の期日を定むることを得。

前項の規定に依る總選舉に必要な選舉人名簿に關しては勅命を以て特別の規定を設くることを得。但し其の選舉人名簿は次の選舉人名簿確定迄其の效力を有す。

戸籍法の適用を受けざる者の選舉權及被選舉權は當分の内之を停止す。

前項の者は選舉人名簿に登録せらるることを得ず。

昭和二十年十二月二十日以後昭和二十一年十二月十九日迄の間に行はるる選舉に關しては選舉人名簿に登録せらるることを得ざる者選舉人名簿に誤載せられ投票を爲すも之を理由として衆議院議員選舉法第八十一條又は第八十三條の規定に依る訴訟を提起することを得ず。

衆議院議員選舉法第四百十條第一項の規定は次の總選舉に限り之を適用せず。

沖繩縣、北海道廳根室支廳管内國後郡、沙那郡、擇捉郡、藥取郡及色丹郡並に花咲郡齒舞村水昌島、勇留島、志發島、多樂島及秋勇留島並に海上交通杜絶其の他特別の事情ある地域にして勅命を以て指定するものに於ては勅命を以て定むる迄は選舉は之を行はず。

前項に掲ぐる地域に於て初て行ふ選舉に關し選舉の方法其の他必要な事項は勅命を以て之を定む。

【資料3】

第89回帝國議會 衆議院-衆議院議員選舉法改正委員會 1945年12月7日

○漢那憲和委員の質疑〔適宜、句点・改行を施した。〕

本改正案は附則に、沖繩縣に於ては勅令の定むる日まで總選舉を行はざること規定して居ります。然るに一方に於ては衆議院の解散は國民の輿論であり、其の奏請は政府の既定方針であると察せられます。而して沖繩縣に於て總選舉を行

はないことに規定せられた理由は、現在の情勢では事實上之を行ふことが不可能であり、又此の情勢が何時まで續き、何時總選挙が行はれるやうになるか、今の所豫測を許さないが、相當長い期間に互るものと覺悟せねばならぬと政府が認められたることに依るものと思ふのであります。

然らば其の間衆議院に於ては沖縄縣の代表を見ること能はざるに至るのであります。是は國家に取り實に容易ならぬ問題でありまして、見やうに依つては沖縄縣に對する主權の抛棄とも相成ることと存じます。それ故に政府としては百万方を盡し、方法を講じて右様の事態に陥らないやうに努力されねばならぬと存するのであります。

又沖縄縣民と致しましても、帝國議會に於ける縣民の代表を失ふことは、其の福利擁護の上からも、又帝國臣民としての誇りと感情の上からも、洵に言語に絶する痛痕事であります。此の度の戦争に於て六十萬の縣民は出でて軍隊に召された者も、止まつて郷土に耕す者も、各各其の職域に應じて奉公の誠を盡しました。沖縄作戰に於ては、男子は殆ど全部が陣地の構築は勿論のこと、或は義勇隊を編制し或は徴集せられて戦列に加はり、郷土防衛に全く軍隊同様に奮闘し、師範學校及び縣立一中の生徒の如き全部玉碎して居ります。又婦女子も衛生隊、給與隊として挺身し、國民學校の兒童達までも手榴彈を持つて敵陣に斬込んで居るのであります。不幸敗戦の爲に郷土の大半は全くの焼野原となり、縣民の砲彈に斃れ、飢餓に死する者十餘萬に達する外に、「フィリピン」及び内外南洋方面にある數萬の縣民は、悉く戦災に遭うて其の財産を失ひ、生命を奪はれた者も亦多數に上つて居ります。凡そ此の度の戦争に於て沖縄縣の拂ひました犠牲は、其の質に於て恐らく全國第一ではありますまいか。此の縣民の忠誠に對して、政府は縣民の代表が帝國議會に於て失はれんとするに當りまして、凡ゆる手段を盡し、之を防ぎ止めねばならぬと存じます。

そこで私は政府に伺ひたい一點は、此の問題に付て政府は今日までに如何なる手段方法を執られたか、又聯合軍最高司令部に何等かの申入れをなされたかと云ふことであります。

第二點は問題解決の方法として私は斯様に考へて居ります。即ち此の非常特別の場合に、慣例や形式を超越して政府は本案の附則に、次の總選挙に於て選挙を

行ひ得ざる選舉區に於ては選舉を行ふまで従前の議員を以て議員に充つると云ふ趣旨の一項を加へることの可能性に付て考慮する意思はないかどうかと云ふことであります。尚ほ私は此の機會に戰災沖繩の窮狀を愴へて政府の之に對する御所見を伺ひたいのであります。

即ち第一は、強制疎開の爲め本土に引揚げて來た者の援護に付てであります。其の數五萬餘人ではありますが、多くは老幼婦女子で、生活力の極めて微弱なる者でありまして、主として九州各縣に分散して居ります。右五萬餘人の中には、約一萬五千の學童を含んで居りますが、是等學童の殆ど全部が、孤兒若しくは孤兒同様の境遇に陥つた者であります。最初疎開した當座は、地元受入側の温かき行爲に感泣したものでありますが、今日の現状はどうかと申しますと、遺憾ながら悲惨の一語に盡きて居ります。地元によつては立退きを要求せられた所がある、心なき輩からは、沖繩縣は最早日本の本土にあらざるものの如き言動を以て白眼視せられ、携へて來た現金は使い盡し、預金貯金は初めの中は拂戻を受けたのでありますが、其の後聯合軍最高司令部の指令に基くとかにて、拂戻を停止せられて居りますので、配給品を買ふことも出來ないと云ふ状態であります。飢餓に泣き、寒氣に震へ、遂には申すに忍びざる所業をなす者を見るに至りました。

更に過般沖繩を脱出して來た一、二の軍人に沖繩作戰の敗因が縣民の非協力にありとか、或は「スパイ」行爲にありとか誣ひたる者がありまして、それが傳はつて、疎開者に對する地元民の反感を招來せしめたること一方ならぬものやうであります。斯くの如きは時日の經過と共に熱意の冷めて行き、又地元それ自體が戰災や、天災等の爲に色々困つて居る事實の已むを得ないものがあるに依るとは申しまして、政府が沖繩縣の特別なる事情にある事實を把握して、其の援護に關する政府の方針と施策を地方の末端に滲透せしむるの用意に缺くるあるに職由することを否定することは出來ませぬ。援護費用の支給の時期を失して、地方町村をして立替支辨に困惑せしめて居ることや、又沖繩縣民が郷土を失うたと同様な状態で、他に類例のない戰災者であるに拘らず、之を戰災者として扱はないことになつた。特に南西諸島引揚民援護要綱と云ふ規程を設けて、他府縣の戰災者よりも援護が薄くなつて居る、斯う云ふことが其の例であります。

右の如き事情の下にある上に、根本的問題と致しまして、生活の安定を得る爲

の職業を持ち得ない現状の不安から、疎開者中には早く郷土に歸りたいと希望して居る者が多数あります。

そこで政府に伺ひたいことは、至急援護の方法を改善すると共に、授産及び其の指導に全面的施策を講ずること、それから老幼婦女子は出来得るだけ早く郷土に送り還すやう、必要あらば聯合軍最高司令部に交渉する等、適當なる方法を講ずる意思はないかと云ふことであります。

第二は南洋方面から引揚げて來た者に對する援護に關する件であります、「フィリピン」其の他外地から引揚げて來る沖縄縣民は、復員軍人を加へて其の數約十二萬に達します。其の中既に引揚げて來た者が「フィリピン」からの約六千六百人であります。是等是他府縣の引揚者と異りまして、温かい手を差伸べて迎へて呉れる故郷がありませぬ、専ら政府の後援と地方民の理解及び同情に俟たねばならぬのであります、然る所受入れに付ての政府の準備及び之を地方に徹底せしむる上に於て遺憾の點が少からずございまして、現に引揚げた人々を接收するに當り、種々手違ひを生じ、是が爲に非常に引揚者を苦しめて居ります。特に熱帶地方から夏服の儘引揚げて來た彼等が、内地の寒氣にさいなまれて居る有様は、實に憂慮に忍びざるものがあります。尚ほ携ふる所の所持金は殆ど皆無と言つた有様でありまして、生活に必要な物資を購求することの出来ないと云ふ状態も亦先に申上げた疎開者と同様であります。現在福岡及び浦賀方面に收容せられて居る者の中から、毎日十餘人の死亡者を出しつつありまして、棺桶を豫め用意して置かなければならぬと云ふ現状であります、此の悲惨なる事實は、如何に援護の急を要するかを物語つて居ります。

そこで政府に伺ひたいことは、法規とか振合ひ(ママ)とかを超越致しまして、後援にもつと積極果敢なる措置を執らるること、それから今後引揚げて來るより多數引揚者に對する受入の態勢を至急整備すること、それから嚴冬を迎へて引揚げて來る沖縄縣民は、之を沖縄に直接揚陸するやうに適當なる方法を講ずること、竝に適當なる金額を一時給與する等、便宜の處置を執ること、以上四點に關する政府の御所見如何と云ふことであります。

尚ほ此の機會に厚生大臣に伺ひたいのでありますが、昨日の産業新聞でありました、次官會議に於て厚生次官が報告せられて居ります事項の中に、沖縄縣に

關することがありますが、其の報告の言葉の中に、日本に引揚げて來た沖繩縣民の送還に關して云々と云ふことがあります。是は片言隻語のやうであります、聞捨ならぬことでありまして、殊に此の「デリケート」な際、日本に引揚げて來た沖繩縣民と云ふやうな言葉を次官が使はれたのは、一體どう云ふ考へであつたのか、此の點に關する厚生大臣の御所見を承りたい。

それから次に選舉法改正案に立返りまして、御尋ね致したいことは、別表沖繩縣の提案の件であります。改正案に依りますと、人口を三十萬と見積り、定員を二人と定めてありますが人口調査を行はなかつたのでありますから、三十萬は大方推定に依つたことと存じます、別表の編成は選舉區民の權利義務に重大なる關係を有するものであることは申すまでもありませぬ、之を推定に依つて決せんとすることは、輕率不親切であると云ふ謗りを免れないことと存じます。又假に推定の數字を用ひることを許すと致しましても、三十萬と云ふのは、大分實際と相違するやうに思はれます。と申しますのは、戰前沖繩縣の人口は約六十萬でありました、此の中強制疎開に依つて本土及び臺灣に引揚げた者が約七萬人、徵用工及び勞務者約三萬、應召軍人が約一萬五千、計十一萬五千であります、此の他に砲爆撃竝に飢餓、それから「マラリヤ」等に依つて死亡したのは——「マラリヤ」と云ふのはは八重山に於きまして敵の砲爆撃を免れる爲に山奥に退避した。所が八重山に於きましては山奥は即ち悉く有病地であります、さう云ふ關係から「マラリヤ」に罹つて死んだ者、是等を合せますと、合計十餘萬人と推定されるのであります。さうすると以上合計二十一萬五千餘人でありまして、之を六十萬から差引けば約四十萬に近い人口と相成る、政府の推定と相當の隔りがあるのであります。のみならず右差引いた二十餘萬人の中には沖繩縣に選舉の行はれる頃には郷土に歸還して居る筈のものが少なからずあるものと思ひます。

翻つて改正案の附則第四項には、勅令を以て別に總選舉の期日を定むる場合に必要なる選舉人名簿に關しては勅令を以て特別の規定を設け得ることとしてあります。此の場合に於て名簿の調製と別表の基礎となつて居る人口數とに何等の關聯性がなくなる、別表は全然合理性を失ふの不都合が起つて參ると存じます。そこで政府に伺ひたいことは、沖繩縣に付ては別表も亦勅令の定むることに依ることと改むるの意思はないかと云ふことであります。以上私の質問に對する内務大

臣及び厚生大臣の率直親切なる御答辯を承りたいと思ふのであります。

【資料4】

第89回帝国議会 衆議院-衆議院議員選挙法改正委員会 1945年12月7日

○堀切善次郎國務大臣（内相）の答弁〔適宜、句点・改行を施した。〕

沖縄縣民の戦争に際して現はされました非常な数々の忠誠の事實に付きましては、全國民が深く感激して居る所でありまして、只今漢那君の仰せになりましたやうな點に付きまして、我々も出来るだけ沖縄に對して盡したい感じを持つて居るのでありまして、選挙法に付きましてもさう云ふ考へで色々苦心を致したのであります。

選挙を執行致すことに付きましては、聯合軍司令部の方と色々折衝を致したのでありますが、選挙を執行すると云ふことに付きましては、聯合軍司令部の方の同意を得られませぬ。又交通も杜絶して居ります現状から致しまして、洵に遺憾ながら已むを得ず此の選挙は勅令を以て決める時まで待つと云ふ建前に致した次第でありまして、若し此の解決が付いて選挙の実施が出来るると云ふやうな時期が參りましたならば、直ちに其の勅令の働きに依りまして選挙を執行することに致したいと考へて居る次第であります。唯其の時期が何時來るか、さう云ふことが可能であるかどうかと云ふことに付きましても、只今の所見透しは全く付かない状態であります。甚だ遺憾であります、事實さう云ふ状態になつて居る次第であります。

然らば附則に規定を置いて、沖縄縣から代表される代議士に付て特別の考慮を加へたらどうかと云ふ御説に付きましては、場合が二つあると思ひます。普通の任期の満了に依つて總選挙が行はれる場合でありますれば、議員の任期は四年と選挙法で書いてあることでありますから、此の任期を一部分の代議士の人に付て延ばすと云ふ規定を附則に設けると云ふことは、不可能ではないやうな氣が致しますが、解散の場合は是と違ひまして、解散は憲法の規定に依りまして總ての議員が其の資格を失ふものであると思ひます。随ひまして解散に拘らず一部の議員が尚ほ存續して居ると云ふことは、憲法上出来ないことではないかと考へて居るのであります。

沖縄県の人口につきましては、十一月一日現在で人口を調査することが出来ませぬので、十一月一日の推定人口なのであります。此の推定は内閣統計局に於てそれぞれ合理的な根據に基いて三十萬と推定を致した次第であります。其の推定の方法につきましては、尚ほ詳細の事柄は、政府委員の方から説明を致させたいと思ひます。別表で沖縄縣に於ける定員を勅令に委任してはどうかと云ふ御説であります。選舉區及び其の選舉區の定員の規定は、選舉法の根本を成す所でありますから、之を勅令に委任すると云ふことは、當を得ないことではないかと考へて居る次第であります。

【資料5】

第89回帝國議會 衆議院-衆議院議員選舉法改正委員會 1945年12月7日

○芦田均國務大臣（厚相）の答弁〔適宜、句点・改行を施した。〕

只今漢那君より沖縄縣民の現状に對する切々の御言葉を拜聽しました。國民として洵に同情に堪へない次第であります。

最初に疎開の沖縄縣人の問題に付て御答へ致します。現在主として鹿兒島、熊本、宮崎方面に疎開致して居ります多數の沖縄縣民に對しては、今日までの所其の援護の甚だ不行届であつたことを率直に認めざるを得ないと思ひます。殊に今回の大戦に際して、着のみ着の儘幾多の犠牲を拂つて疎開をした人々でありまして、本土内に於ける疎開者と其の事情を異にすることも、能く諒解されることであります。隨て最近になりまして、從來の援護方法よりも、更に一層立入つた世話をしなければ相成らぬと痛切に感じまして、目下此の問題に付てそれぞれ立案を致して居ります。

南洋諸島から引揚げて參りました沖縄縣人は、現在まで二箇所に收容致して居りますが、浦賀方面の收容所に對しては、一昨日午前私自ら視察を致しました。さうして縣民諸君の代表に對して慰問の言葉を述べ、事務に當つて居ります所員一同に對しても激勵の言葉を與へました。東京に歸つた後、至急各種の援護手段を執るやうに、厚生省當局に指圖を致して置きました。

只今漢那君の御話の通り、引揚げて參りました沖縄縣人は、現在浦賀方面に四千何百名に達して居ります。其中健康な者は三割以内でありませう。少くも其の

中の三割近くは病人であります。其の残りは殆ど栄養失調に罹つて居ります。幸ひにして醫者の診療設備は割合に能く行届いて、數名の醫員が病室に於て手當をするのみならず、毎日醫員が宿舎を巡回診療致して居ります。併し只今御話の通りに衣料が非常に不行届であります。毛布は持つて居りますが、着て居るものは現在の寒氣に堪へる程度のものでありませぬ。食糧の方は十分とは申兼ねますが、病人には牛乳の配給も何とか行つて居り、主要食糧の方も私の眼で見て來た所では、何とか行くだらうと云ふ感じを持つて歸りました。浦賀附近の民家が沖繩縣民に對し非常な同情を持ち、浦賀「ドック」會社を初め、地方民が座蒲團を寄附したり、或は野菜を寄附したり、出来るだけのことをして居るやうであります。私としても是等の人々に深く感謝しなければならないと思ひまして、浦賀「ドック」の當事者にも禮を述べて置きました。地方民の親切は稀に見る美しい光景であると感じて歸つた次第であります。

この引揚民が携へ歸つた貨幣は皆「フィリピン」の「ペソ」軍票であつて、内地で之を使ふことが出来ませぬから、是等を引上げた後に、内地の貨幣を渡す途はないかと、昨日早速大藏大臣にも相談しましたが、大藏省の方では今直ぐに軍票を圓通貨に換へることは困難な事情があるやうな回答でありました。差當り今朝戦災援護會の方に通知致しまして、一名に付て百圓づつの金を引揚民に出すことに取計らふやう話して置きました。さう云ふやうな次第でありまして、漢那君の御話の事情は至極尤もで、政府としまして、今一層突き進んだ救護の手を延べなければならないと思ひます。今後出来るだけのことを致したいと存じて居ります。

それから「マッカーサー」司令部との間に、沖繩縣民の疎開者竝に引揚同胞を郷里に歸す問題に付て、今日迄交渉を試みたのでありますが、此の點に付てはまだ先方の同意を取付けるに至つて居りませぬ。併し沖繩縣内の占領軍の整備が次第に出來た暁には、恐らく送還の許可を得られることと思ひます、一日も早く其の許可を取付け得るやうに努力致します。

最後に次官會議に於ける次官の發言の中に、不穩當な言葉があつたと云ふ御話でありました。私は其の新聞を読まなかつた爲に、只今初めて話を伺つたやうな次第であります。本人に聽いて見れば其の邊の事情も判明することと思ひますが、

本人が其様な言葉を使つたと使はないとに拘らず、斯様な文字が新聞紙に現はれたことは、確かに好ましからぬ影響を與へるものと思ひます。此の席で遺憾の意を表して置きます、御尋ねの點に付て或は漏れた點があるかも知れませぬが。

【資料6】

第90回帝国議會 衆議院本會議 1946年6月24日

○徳田球一議員の質疑〔沖縄および憲法にかんする個所のみ抄出。適宜、句点・改行を施した。〕

次に戦災者、歸還同胞、復員戦士、是等の擁護であります、是等に對する救援事業は實際上何もなされて居らぬ。我々は是等の人々の救援同盟會を作りまして、之に我々も參加して居るのであります、此處に於て論ぜられて居ることは、唯是等の人々の不平不満である。何等之に對する満足を與へて居らぬのである。然るに是等の人々が満足を與へられない爲に、大衆「デモ」を以て押掛ければ、此の「デモ」がいかぬと言ふ。こんなことで果して一體どうして之を救濟することが出来るでありませうか。東京に於ける是等の保護會の中に、一日四、五人づつ死んで行く所があるのである。是等のことを考へますれば、政府が斯かる人々に對して如何に残酷であるか。資本家に對し、地主に對しては、全く目に入れても痛くない程に可愛がつて置きながら、斯かる同胞諸君、戦争に因つて一大犠牲になつた斯かる同胞に對して、民族の構成分子に對して、何等の適切なる施設をなさないと云ふのは、一體如何なる理由に基くものでありますか。

私は更に申したい。私は沖縄縣の生れでありますから、沖縄人に對しては特に注意の目を向けて居るのであります、是等の人々は此の戦争中南洋に於て實に苦しい任務に追ひやられたのである。徴用をせられて南洋の各要塞地帯、それ等に配置せられたのであります、是等の人々は戦争の後、日本に歸還せられて後、現在に於きましては實に悲惨なる状態である、而も沖縄人と云ふ理由の下に、一定の職業に屬することを拒絶せられて居る事實、是は實に重大なる問題であると信ずるのである。此の點に付きまして特に首相、内相、並に厚生大臣に對して特別の回答を求めらる次第である。

それから斯う云ふ人々に對しまして、住宅が非常に不足して居ることは明かで

あります。殆ど一疊に二人位まで押詰められて居ると云ふ事實が澤山あるのである。然るに一方大邸宅は空いて居る。三井の邸宅、三菱の邸宅、是等の別荘、是等は澤山空いて居る。又大資本家の持つて居つた、戦時中に労働者を入れて居つた寮、又厚生省の所管に屬すると思ひますが、醫療團の寮、醫療團の病院、斯う云ふものが澤山空いて居る。是は千葉縣に於て私の目で見た所であります。是等のものを放置して置いて、さうして是等の住宅難を解決しないのは何故であるか。而も戦災に因る所の「ビル」でも、一寸直せば假の住宅になる。之をやらぬで置く。然るに一方に於て三菱街に於きましては、あの事務所が今やどんどん修復されつつある。此の大資本家の必要なものは修復されながら、斯かる同胞に對しては餘つて居る家屋さへも與へられて居ないと云ふ此の事實、之を厚生大臣は如何に考へられるのであるか。更にあの豚小屋に等しい、戦災者其の他に與へられて居るあの小屋、あの小屋に人間に住めと云ふのは一體何事であるか。人が坐れば戸が締まらない。戸ががたぴしゃになるのである。糞を垂れば隣まで音響が響いて行くと云ふ。實にひどいひどい住宅であるのであります。是れ日本政府、首相以下總てが、日本人をして労働者、農民、勤務者、一般市民に對して、正に犬畜生と同様に考へて居る證據であると私は斷ずるのであります。之に對して懇篤なる回答を求める次第であるのである。

次は第七項である。是は大體憲法に對してである。偕て吉田内閣の政策の基本は、資本家、地主、官僚の勢力に於て、労働者、農民、勤務者、戦災者、歸還同胞、復員戦士、中小業者等の利益を弾壓することのみ熱中して居るのである。我々は之に反しまして、是等労働者、農民、勤務者、戦災者、歸還同胞、復員戦士、中小資本家の利益の一大飛躍を政策の中心とするのでなければ、日本民族は破滅に陥ると信ずである。

然るに政府諸君が斯かる重要なことを考へる前に憲法を設定しようとして居るのは何事であるか。我々は憲法よりも食糧を、是が我が黨の「スローガン」である。又労働者、農民、一般人民諸君の叫びであるのである、之を無視して斯かる資本家、地主、官憲の權力を固定し、民主的革命的発展を阻碍せんとして居る。此の事實、是は實に重大なるものであると思ふのである。而も此の憲法は戦犯者として追放された松本國務相の起草に係るものである。是から發展して行つたも

のである。保守勢力の支持して居るものである。一般人民に對しては何等廣汎なる討議に付せられてないと私は信じます。

吉田内閣總理大臣閣下並に金森國務大臣閣下に御尋ねしますが、此の憲法が如何に具體的に廣汎の討議に付せられたかと云ふ事實、此の具體的事實を示されんことを希望するのである。是は全國民が眞に我々の憲法として之を設定すべきかどうかにて十分なる討議をなすにあらざれば、憲法として之を議會の壇上に提出することは罷りならぬのである。之に對しては我々は斷乎と反對する。又國際的に言ひましても、此の問題は廣汎の人民が討議し、長時間に亘つて十分なる諒解を得しめると云ふ要求があるのでありまして、此の要求に反して、勿々として之を此の議會に提出して居ると云ふことは、正に民主主義を阻害し、特權階級の權力を固定化せんとする陰謀と信ずるのである。それ故に我々は憲法は人民の手に依つてのみ成立せらるべきものと主張するのである。

民主主義は人民の主權を徹底せしむる所に存する。然るに金森國務大臣閣下は、天皇を含む國民に主權があると言はれる、こんなことは一體「ロジック」が合ひますか、天皇は特權を有せられる。此の特權を有せらるるに對して、彈壓せられた人民は是は被治者である。之を同列に置くと云ふことは絶對不可能なものである。此の二つを含めて居る國民に依つて主權が存在するなんと云ふことは、詭辯も亦甚だしいものである。

此の點に付きまして金森國務大臣の明快なる回答を要求するのでありますが、此の問題は引續き不敬罪が正當であるかどうかと云ふ問題が起つて居る現下に於て、重大なる意義を有するのである。天皇を含む國民であると規定するならば、天皇は元首と云ふ特權を持つて居らぬのである。然らば元首と云ふ特權を持たない所の此の天皇に對して、不敬罪が存在する筈はないのである。一般人民と同様であると云ふことは、新憲法草案が全人民は、全國民は皆平等であるとして居る。天皇が國民と同様に含まれて居るならば、是は天皇も亦全人民と平等でなければならぬのである。

然るに現在我が黨の一同志が不敬罪を以て檢舉せられたと云ふ事實、此のことに對して木村司法大臣より特に明快なる回答を求め次第である。こんなことは存在しないことである、名譽毀損罪にはなるかも知れない。併しあの事件は決し

て天皇に対する個人的な攻撃をして居るのでも、又個人的に誹謗して居るのでも何でもない、あれは天皇制其のものを一つの「カリカチュア」化し、所謂戯畫化し、さうして天皇制を否定して居るのである。此のことに關しましては、此の天皇制を批判する自由、此の制度を批判する自由は我々に與へられて居るものである。是は又司法省をも明確に示して居る所である。此の點を無理やりに口實を付けて不敬罪を以て論ずることは如何なる次第であるか。此の點明快な回答を求めらる次第であります。

所で此の憲法を見まするに、實際上に於て天皇が主權者である。又内閣が強權である。議員に對して召喚權がなく、警察は民主化して居らないのであるから、實際には人民を彈壓することは有效なのである。斯う云ふことはこちづけをすれば實際出来るのである。實際政府は現在出して居る所の憲法改正案に依つて仕事をやつて居ると言はれるのであるが、實際上に於て現勞働者、農民、人民に對して莫大なる彈壓を加へて居るではないか。それ故に此の憲法改正案は斷じて民主主義の樹立をなし得るものではないと信ずる次第である。

我々は憲法は現下の食糧問題及び失業問題の此の不當を通じ、人民自ら政治をなすと云ふ重大なる體驗をなした後でなければ、眞に全人民の承認し得る所の憲法は成立し得ないと信ずるのである。之に對して如何なる見解を有せられるか。憲法改正案は實際政治に於て之を實際施行せられるのである。現在まだ憲法は設定せられて居らぬのでありますが、政治の基本的な方向は此の改正案に依つて實踐せられるのであるかどうか、此の點を御答へありたいのである。さうしないと、舊憲法は死んで居る、新憲法は出来ない、我々は根本的に據るべき人權の擁護せられる内容、其の方法に付て知ることが出来ないのである。政府が公明であるならば、此の根本の方針、憲法改正案に據るかどうかと云ふことを答へて貰ひたいのである。勿論我々は此の改正案に反對であるが、併し政府の根本の方針が何處にあるかと云ふことを知ることは實に重大であるのである。

次に政府が此の憲法に於て戰爭を抛棄せられると云ふが、此の戰爭を抛棄せられた後、民族の獨立及び安全の保障を如何なる方法に於てやられるのであるか、此の點を明確に示されたいのであります。

第五に、是は重大問題でありますが、内閣が辭職した後に、幣原現國務大臣は

曩に奏請權を以て内閣を奏請すると云はれたのでありますが、是は一體如何なる法律に據るのであるか。現に幣原國務大臣、前首相は、此の奏請權なるものを運用して、社會黨の單獨内閣の成立を彈壓し、さうして凡ゆる陰謀を通じて、遂に自分の同僚である吉田外務大臣を立てて此の内閣を作つた。是は重大なる問題である。此の奏請權は何處にも法的な根據なく、而も斯かる政府の樹立に對して根本的な力を有する、殆ど専制君主に近い此の權力を有すること、是は一大問題である。之を我々が明かにしない限り、吉田内閣が潰れた時に、此の次には吉田總理大臣其の人が、自分が奏請權を運用して又ぞろ反動内閣を作ることは明かである。何時まで経つても民主主義は確立せられない。我々労働階級人民は、この奏請權に常に禍ひされ、我々の政權を樹立することは不可能になるのである。斯かる曖昧な憲法、是は何處から出て來たものであるか。此の點に付て明確なる回答を、幣原國務大臣竝に吉田總理大臣に對して、特別に御懇篤なる説明を加へられんことを希望する次第であります。是にて終ります。

(2014年7月8日 脱稿)